

施設の適正な予約および使用に関する注意事項

青梅市および青梅市教育委員会では、次世代を担う青少年のスポーツ・文化活動の振興を図るため、青少年健全育成団体に登録された団体の、その目的使用にかかる公共施設使用料を全額免除していますが、一部の団体で施設の予約や使用等において、不適切とみられる行為がたびたび報告されています。

施設利用のルールを守って活動してください。

【施設使用について違反行為があった場合】

- ①当該団体に対し、ヒアリングを実施する場合があります。
- ②悪質な場合は、登録団体の承認を取り消す場合があります。

※青少年健全育成団体の承認を受けた以降、違反行為等があった場合、青梅市青少年健全育成団体登録制度実施規則（以下「規則」という。）第11条の規定により登録団体の承認を取り消す場合があります。

注意1

予約した施設を使用しない場合は、速やかに取消申請をしてください。

市民センター等の体育館や会議室等は、多くの市民が利用するための公共施設です。予約した施設を使用しない場合は、一般利用と同様に、利用日の一週間前までに予約した市民センター等の窓口において取消申請を行ってください。

※注意事項が守られない場合は、施設使用申請時の抽選や施設の使用が制限される場合があります。

注意 2

施設の利用にあたり、登録団体が目的外活動を行う場合は、施設使用料は免除されません。

規則第 8 条の規定により、登録団体は、中学生以下の青少年に対する活動を行う場合に、施設使用料が免除となっています。

登録団体が行う活動であっても、高校生以上の構成員のみを対象とした活動や登録団体以外との活動をする場合は、免除の対象となりませんので、ご注意ください。

注意 3

団体登録の条件を満たしていない活動は、認められません。

規則第 3 条の条件を満たす団体の活動を支援するための制度です。市内施設の毎回の利用実績が 10 人未満の少人数での活動が常態化している場合、本制度における団体の活動として不適當であると考えられます。

このような場合は、登録の取消の対象となる場合があります。

本制度は、市民に開かれた団体が、対象となる子どもたちを健全に育成するための活動を、施設使用料の免除等により支援する制度です。

指導者や団体役員は、導く子どもたちの模範となって、ルールやマナーを守る行動に努めていただくようご協力お願いします。

問い合わせ 青梅市子育て応援課児童・青少年係
電話番号 0428-22-1111